

公益財団法人日本通運育英会奨学資金給付規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本通運育英会（以下本会という）定款に基づく奨学資金の給付およびその手続等について定める。

(適用対象)

第2条 この規程は、2021年4月1日以降に、新たに奨学資金の給付を受ける奨学生に適用するものとする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通事故 道路交通法第67条第2項に規定する車輛等の交通による人の死傷のあった事故をいう。
- (2) 保護者等 学校教育法第16条に規定する保護者または本会の理事長が特に必要があると認めた場合にあっては児童福祉法第6条の4に規定する里親をいう。

(奨学生の資格)

第4条 本会の奨学生は、保護者等が次の各号のいずれにも該当するに至った者で、学校教育法による大学に在学する者のうち、学術優秀、品行方正でありながら経済的理由で修学が困難な者とする。

- (1) 交通事故により死亡し、または自動車損害賠償保障法施行令別表第1および別表第2に掲げる第1級から第7級の等級もしくは身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる1級から4級の等級に該当する後遺障害が存するに至ったとき。
- (2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者またはこれに準ずる程度に困窮していると認められる者となるに至ったとき。

(給付金額)

第5条 奨学資金の給付額は、月額30,000円とする。この給付奨学金について、奨学生は、本規程第15条に該当する場合を除いて、本会への返還を要しないものとする。

(給付期間)

第6条 奨学資金を給付する期間は、4年を限度とする。

(給付の申請)

第7条 給付の申請に関する事項は別に定める募集要項による。

(奨学生の決定)

第8条 本会は各年度の事業計画にもとづいて別に定める選考要領により奨学生を決

定する。

(奨学資金の給付方法)

第9条 本会は毎年4月および10月の2回に各半年分の奨学資金を奨学生に給付する。ただし、採用初年度は別に定める募集要項による。

(学業成績等の提出)

第10条 奨学生は毎年度末、学習内容報告書および直近の学業成績証明書を理事長あてに提出しなければならない。

(届出および報告)

第11条 奨学生は、つぎの各号の一に該当するときは、所定の方法により直ちに本会に届出なければならない。

- (1) 奨学生が休学、復学、転学または退学するとき
- (2) 他の大学や学部編入することが決まったとき
- (3) 傷病その他の事由により、長期間にわたり欠席しようとするとき
- (4) 大学より停学その他の処分を受けたとき、または刑事事件に関し起訴されたとき
- (5) 留年することが明らかになったとき
- (6) 本会に登録した情報(本人および家族の住所、連絡先、振込口座等、その他重要な事項)に変更があったとき

(奨学資金の一時停止)

第12条 奨学生がつぎの各号の一に該当するときは、奨学資金の給付を一時停止する。

- (1) 休学したとき
- (2) 留年したとき
- (3) 第9条の提出義務を適切に果たさなかったとき

(奨学資金の辞退)

第13条 奨学生は、いつでも奨学資金の辞退を申し出ることができる。

(奨学資金給付の廃止)

第14条 本会は、奨学生がつぎの各号の一に該当するときは、奨学資金の給付を廃止する。

- (1) 退学したとき
- (2) 傷病等のために成業の見込みがなくなったとき
- (3) 奨学資金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 学業成績または品行が不良と認められるとき
- (5) 正当な理由なく、第9条の提出義務を継続して果たさなかったとき
- (6) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (7) いつわりの申請その他不正の手段により給付を受けたとき

（８）その他、奨学生として不適当であると認められるとき

（奨学資金の返還）

第 15 条 奨学生である者が、第 14 条第 6 号から第 8 号のいずれかに該当し、奨学資金給付の廃止決定を受けた場合には、既に給付を受けた奨学資金の全部または一部につき、別途指示する方法をもって、本会に返還しなければならない。

（規定の細目）

第 16 条 この規定について必要な細目は別に定める。

（規定の改廃）

第 17 条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. 本規程の制定は、2021 年提出の内閣府変更認定申請における内閣府公益認定等委員会の認定を停止条件として効力を生ずるものとする。
2. 2021 年 3 月末日以前に奨学資金の貸与を受けた奨学生については、貸与制について定めた日本通運育英会奨学規程を適用する。